

佐賀県工業系試験研究機関共同研究取扱方針

第1 趣旨

佐賀県の工業系試験研究機関（以下「県公設試」という。）が県公設試以外の者と研究を分担し、技術知識を交換し及び研究費を分担することによって共同して行う研究（以下「共同研究」という。）の基本的な取扱いは、この方針の定めるところによる。

第2 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、共同研究の結果得られた共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、品種、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（以下「著作権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権等」と総称する。）
 - ニ ノウハウ（秘匿することが可能な技術情報であつて、かつ、財産的価値のあるものの中から、共同研究者と協議して特に指定するものをいう。）
- 三 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 四 「出願等」とは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。
- 五 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2章第3節第2款及び第3款に定める権利を行使する行為並びにノウハウの使用をいう。

第3 共同研究の申請

- 1 県公設試の長（以下「所長」という。）は、当該県公設試と共同研究を行おうとする者に、共同研究申請書（様式第1号）を提出させるものとする。

ただし、競争的資金の参画機関同士で共同研究契約を締結する場合や県公設試側が相手方の技術的能力を必要として、能動的に共同研究を持ちかけるような場合等は、当該申請書を要しないものとする。
- 2 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合、共同研究を実施することはできない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 前項（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合、共同研究を実施することはできない。

第4 共同研究契約の締結

- 1 所長は、共同研究申請書を受理した場合、当該申請に係る研究が県において共同研究として実施することが必要であり、かつ、当該申請者が共同研究を行うために必要な技術的能力及び経理的基礎知識を有すると認め、共同研究を実施しようとするときは、当該申請者と共同研究契約書を締結するものとする。
- 2 所長は、第3の但し書きの場合、相手方が共同研究を行うために必要な技術的能力及び経理的基礎知識を有すると認め、共同研究を実施しようとするときは、当該相手方と共同研究契約書を締結するものとする。
- 3 所長は、機関の実情等に応じ、共同研究契約書式例（様式第3号）を参考にして共同研究契約書を作成するものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、相手方の示す様式によることができる。

第5 事前協議

- 1 所長は、新規に共同研究契約を締結しようとするときは、共同研究実施協議書（様式第2号）に契約書の案及び共同研究の相手方や共同研究の詳細がわかる資料（共同研究申請書がある場合は当該申請書）を添付して、事前にもものづくり産業課長と協議を行うものとする。

2 前項の規定は、共同研究契約の重要な変更をしようとするときについて準用する。

第6 共同研究の管理

所長及び共同研究を行う者（以下「共同研究者」という。）は、共同研究契約書に定めるところによりそれぞれ分担した研究について管理を行うものとする。ただし、所長は、この共同研究の効率的推進を図るため必要があるときは、共同研究者と協議して、当該共同研究を一体的に管理することができる。

第7 実績報告

所長及び共同研究者は、共同研究終了後、相互に協力して研究成果についてまとめた実績報告書を作成するものとする。

第8 ノウハウ

所長及び共同研究者は、協議のうえ、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当する部分について指定し、適正に管理するものとする。

第9 共同研究の中止等

所長及び共同研究者は、天災その他やむを得ない事由により、共同研究の継続が困難になった場合は、双方協議のうえ、当該共同研究を中止又は、期間の延長をすることができる。

第10 知的財産権の出願等

- 1 所長又は共同研究者は、共同研究の結果、発明等を行った場合で、知的財産権の出願等を行うおとすときは共同して出願等する場合を除き、あらかじめ相手方と協議するものとする。
- 2 県公設試又は共同研究者に属する研究員が発明等を行った場合には、当該発明等に係る知的財産権は原則として県と共同研究者の共有とし、県及び共同研究者は共同して当該発明等に係る特許出願等を行うものとする。この場合において、県及び共同研究者は別添持分算定基準により相互の持分を定めるものとする。
- 3 県公設試又は共同研究者に属する研究員が単独で発明等を行った場合には、当該発明等に係る知的財産権は、原則として当該発明を行った研究員の属する県又は共同研究者に帰属するものとする。
- 4 所長は、各公設試の設置目的の達成その他県行政の推進等のため必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、研究成果に係る発明等に関する知的財産権の帰属及び出願手続等について共同出願契約書（様式第4号）において別段の定めをすることができる。

第11 外国出願等

- 1 第10の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権、ノウハウを除く）の設定登録出願、権利保全についても適用する。
- 2 外国出願を行うに当たっては双方協議のうえ行うものとする。

第12 優先的实施

- 1 所長は、研究成果に係る発明等であって県及び共同研究者の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を共同研究者又は共同研究者の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、この共同研究の終了の日以後、一定の期間内において優先的に実施させることができる。
- 2 前項の優先的実施期間は、次に掲げる県の持分の区分に応じ、当該各号に掲げる期間を超えないものとする。
 - 一 県の持分3分の1未満 10年間
 - 二 県の持分3分の1以上3分の2未満 7年間
 - 三 県の持分3分の2以上 5年間
- 3 所長は、当該発明等の普及及び県公設試の設置目的の達成その他県行政の推進等のため必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、優先的実施の範囲、相手方、期間等について共同研究契約書又は共同出願契約書において別段の定めをすることができる。

第13 第三者に対する実施の許諾

- 1 所長は、次の各号に掲げるときは、第12に定める優先的実施期間内においても、共同研究者等以外の者（以下「第三者」という。）に県に継承された知的財産権又は共有に係る知的財産権の実施の権利を許諾することができる。
 - 一 共同研究者等が優先的実施期間内に正当な理由なく共有に係る知的財産権を実施しないとき。
 - 二 第三者が共有に係る知的財産権を実施できないことが、公共の利益を著しく損なうおそれがあると認めるとき。
- 2 所長は、第12に定める優先実施期間の終了後及び前項の規定により第三者に対し共有に係る知的財産権の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項（他法において準用されるものを含む。）の規定にかかわらず、共同研究契約書の定めるところにより単独で当該権利の実施を許諾することができる。

第14 実施料

- 1 所長は、県に継承された知的財産権を共同研究者等に実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。
- 2 所長は、共同研究者等又は第三者に、共有に係る知的財産権の実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める当該権利に係る県の持分に応じた額に相当する実施料を徴収するものとする。
- 3 所長は、共同研究者が第三者に許諾する場合の実施料の取扱いについて、共同研究契約書又は共同出願契約書において別段の定めをすることができる。

第15 技術知識書

所長は、研究のために必要と認めるときは、共同研究者に対し、共同研究の結果得た技術上の知識を、精緻な文書として提出させることができる。

第16 秘密の保持

所長及び共同研究者は、特別の事情がない限り、共同研究の実施に当たり、相手方から得た技術上又は営業上の情報を他に開示、漏洩してはならない。

第17 研究成果の公表等

- 1 所長又は共同研究者は、共同研究の実施期間中において、相手方以外の者に研究成果を知らせようとするときは、共同研究契約書で別段の定めをした場合を除き、あらかじめ協議するものとする。
- 2 所長は、共同研究の終了後、研究成果を公表するものとする。
ただし、共同研究者が業務上の支障があるため、所長に研究成果を公表しないよう申し入れたときは、所長は、共同研究者の利害に関係のある事項についてその成果を公表しないことができる。
- 3 所長は、第三者に対し実施の許諾をする決定をしたとき及び研究成果を公表しないことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認める場合は、前項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表するものとする。
- 4 共同研究者は、共同研究の終了後、研究成果を公表しようとするときは、共同研究契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ所長と協議するものとする。

第18 違反等に対する措置

所長は、共同研究者が第3の2の各号、又は3のいずれかに該当する者であることが判明したときは、共同研究契約を解除することができるものとする。

第19 その他

この方針に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、ものづくり産業課長が定めるものとする。

附 則

この取扱方針は、平成27年10月16日から適用する。

附 則

この取扱方針は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この取扱方針は、令和3年3月31日から適用する。

様式第1号

共同研究申請書

年 月 日

様

申請者
住所 〒

(ふりがな)

企業名

代表者役職

(ふりがな)

代表者氏名

生年月日 年 月 日

下記のとおり、佐賀県〇〇との共同研究を実施したいので申請します。

記

- 1 研究課題
- 2 研究目的
- 3 研究内容
- 4 申請理由
- 5 研究実施場所（小課題ごとの具体的実施場所を記入すること。）
- 6 研究実施の希望期間
- 7 研究に参加する研究員の所属及び氏名
- 8 研究分担及び技術知識の提供についての希望
- 9 知的財産権の実施等についての希望
- 10 研究成果の公表の方法又は時期についての希望

添付書類

- 1 会社定款
- 2 会社経歴書
- 3 その他技術的能力及び経理的基礎を有するか否かの判断に必要な資料
- 4 誓約書（様式第1号の1。様式第1号を表面、様式第1号の1を裏面とし、両面印刷して提出すること。）

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報、共同研究申請に係る事務の目的を達成するため及び様式第1号の1の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

誓 約 書

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

※ 申請に当たっては、本誓約を確認の上、にレを記入すること。

様式第2号

共同研究実施協議書

〇〇〇第 号
年 月 日

ものづくり産業課長 様

佐賀県〇〇
所属長

下記について、共同研究として実施したく協議いたします。

記

- 1 共同研究の相手方
- 2 共同研究項目
- 3 共同研究内容
- 4 共同研究実施の理由
- 5 共同研究者選定の理由
- 6 当該公設試における研究担当予定者
- 7 その他参考となる事項

(注1)「共同研究実施の理由」には、当該研究が共同研究を行うことにより効率的に実施し得るものであるかどうかの意見を記入すること。

(注2)「共同研究者選定の理由」には、申請者が共同研究を行うために十分な技術的能力及び経理的基礎を有するものであるかどうかの意見を記入すること。

添付資料 ・共同研究の相手方、研究内容の詳細がわかる資料（共同研究申請書がある場合は、当該申請書も添付のこと。）
・共同研究契約書の案

様式第3号

共同研究契約書式例

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「〇〇〇〇」に関する共同研究の実施及び成果の取扱いについて、次のとおり共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（共同研究）

第1条 甲及び乙は、別表1の研究目的、研究内容等により「〇〇〇〇」に関する研究を共同で実施する。

（定義）

第2条 本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、共同研究の結果得られた共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（以下「著作権」という。）並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権等」と総称する。）
 - ニ ノウハウ（秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、共同研究者と協議して特に指定するものをいう。）
- 三 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、ノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 四 「出願等」とは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。
- 五 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第2章第3節第2款及び第3款に定める権利を行使する行為並びにノウハウの使用をいう。

（共同研究の実施期間）

第3条 本共同研究の実施期間は、(元号) 年 月 日から(元号) 年 月 日までとする。

（共同研究の分担等）

第4条 甲及び乙は、それぞれ別表2に掲げる共同研究分担計画により共同研究を分担する。

- 2 甲及び乙は、それぞれ分担した研究について管理を行うものとする。ただし、甲は、本共同研究の効率的推進を図るため必要があるときは、乙と協議して、この共同研究の一体的管理を行うことができる。

- 3 甲及び乙は、それぞれ分担した研究に要する費用を負担するものとし、その費用の所要見積額及び明細は、別表3及び別表4のとおりとする。
- 4 甲及び乙は、各年度末に当該年度に要した費用の決算額の明細を別表4の様式により作成し、交換するものとする。

(試験研究用資材等に対する注意義務)

第5条 甲又は乙に属する研究員は、本共同研究が終了するまでは、それぞれ相手方が提供した試験研究用資材等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(実績報告書の作成)

第6条 甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果の報告書を、本共同研究完了の翌日から起算して〇〇日以内にとりまとめるものとする。

<実績報告書の内容例>

- (1)研究題目
- (2)研究成果の概要
- (3)研究成果の今後の活用法
- (4)研究経費の支出実績

※ 点線内の内容は、例示であり、契約書には相手方と合意した内容を記入すること。

※ 〇〇日は、30日ぐらいが目安か。

(ノウハウの指定)

第7条 甲及び乙は、協議のうえ、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

3 前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して、3年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長し、または短縮することができる。

<ノウハウの指定例>

- (1)研究テーマ名 : 「 _____ 」
- (2)研究期間 : (元号) 〇〇年度～ (元号) 〇〇年度
- (3)共同研究者名 :

ノウハウの名称	ノウハウの内容	ノウハウの所在 (実績報告書の記載頁など)

(共同研究の中止)

第8条 天災その他やむを得ない事由により、本共同研究の継続が困難となったときは、甲乙協議のうえ本共同研究を中止することができる。この場合において、甲又は乙は相手方が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(知的財産権の出願等)

第9条 甲又は乙は、本共同研究の結果発明等を行った場合で、知的財産権の出願等を行おうとするときは、共同して出願等する場合を除き、あらかじめ、相手方と協議しなければならない。

2 甲又は乙に属する研究員が本共同研究の結果共同して発明等を行った場合には、当該発明等に係る

知的財産権は原則として両者の共有とし、甲及び乙は共同して当該発明等に係る出願等を行うものとする。この場合において、甲及び乙は、別に締結する共同出願等契約に従って、相互の持分を定めるものとする。(ただし、乙は、第2条第1項第2号ロに定める権利を甲に承継することができる。)

3 甲又は乙に属する研究員が単独で発明等を行った場合には、当該発明等に係る知的財産権は、原則として当該発明を行った研究員の属する甲又は乙に帰属するものとする。

(外国出願)

第10条 前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権(著作権及びノウハウを除く)の設定登録出願、権利保全(以下「外国出願」という。)についても適用する。

2 甲及び乙は、外国出願を行うに当たっては、双方協議のうえ行うものとする。

(優先実施権)

第11条 甲は、研究成果に係る発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権(著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。)を、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、別に締結する実施許諾契約に定める期間、優先的に実施させるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第12条 甲は、次の各号に掲げるときは、前条に定める優先実施期間中においても、乙等以外の者(以下「第三者」という。)に甲に承継された知的財産権又は共有に係る知的財産権の実施を許諾することができる。

- 一 乙等が前条の優先実施期間中その第○年次以降において正当な理由なく甲に承継された知的財産権又は共有に係る知的財産権を実施しないとき。
- 二 甲に承継された知的財産権を乙等に対して優先実施権を付与したことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められたとき。
- 三 第三者が共有に係る知的財産権を実施できないことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認めるとき。

※ 第1号の○年次については、優先実施期間により変わるが、おおむね、第3年次を目安に考える。

2 甲は、前条に定める優先実施期間終了後及び前項の規定により第三者に対し共有に係る知的財産権の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項(他法において準用されるものを含む)の規定にかかわらず、単独で当該権利の実施を許諾することができる。

(実施料)

第13条 乙等は、甲に承継された知的財産権を実施しようとするときは、甲の許諾を得た後、別に実施許諾契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、共有に係る知的財産権を実施しようとするときは、甲に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。
- 3 共有に係る知的財産権について、乙の指定する者又は第三者から徴収する実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。
- 4 乙が第三者に実施許諾する場合の実施料の取扱いについては、甲、乙協議のうえ決定する。

(特許料等)

第14条 甲及び乙は、共有に係る知的財産権に関する一切の費用(弁理士報酬を含む。以下「特許料等」という。)をその持分に応じ負担しなければならない。

ただし、当該知的財産権の内容により、別に締結する共同出願契約で負担率を変更することができる。

2 甲は、乙が前項に定める特許料等を負担しないときは、当該知的財産権に係る自己の持分を放棄したものとみなす。

※ 共有に係る知的財産権の内容に汎用性がなく、当該企業しか使わない知的財産権の場合（当該企業の製品の改良特許など）は、持分に係らず、相手方の負担率を大きくすることを考える。場合によっては、相手方が全て負担することも考えられる。

（技術知識書）

第15条 乙は、甲が必要と認めて特に指定したときは、この共同研究の結果得た技術上の知識を精緻な文書として提出しなければならない。

（情報交換及び秘密保持）

第16条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供若しくは開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りでない。

2 甲及び乙は、前項の規定により、相手方から提供若しくは開示を受けた情報について、相手方の同意なく第三者に開示・漏洩してはならない。

3 提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。

（研究成果の公表等）

第17条 甲及び乙は、第3条で定める共同研究の実施期間（以下「研究実施期間」という。）中において、相手方以外の者に研究成果を知らせようとするときは、あらかじめ相手方と協議しなければならない。

2 甲は、研究実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、乙が業務上の支障があるため、甲に研究成果を公表しないよう申し入れたときは、甲は、乙の利害に関係ある事項についてその成果を公表しないことができる。

3 甲は、乙の利害に関係ある事項について、その成果を公表しないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表するものとする。

4 乙は、研究実施期間終了後、〇年間の期間内に、研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。なお、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

5 本条の規定は、共同研究を中止した場合に準用する。

※ 〇年間は、おおむね3～5年が目安と考えられる。

（契約の解除）

第18条 甲又は乙は、次の第一号から第二号のいずれかに該当する場合において催告後14日以内に是正されないとき又は第三号に該当する場合は、本契約を解除できる。

一 相手方が契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

二 相手方が本契約に違反したとき

三 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（損害賠償）

第19条 甲又は乙は、前条に掲げる事由及び故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（疑義等の決定）

第20条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議し、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

（元号） 年 月 日

甲 （住所）
佐賀県〇〇〇 印

乙 （住所）
（共同研究者の法人名）
（法人代表者名） 印

共同研究概要

- 1 研究課題 ○○○○○○に関する研究
- 2 研究目的
- 3 研究内容等

研究中課題	研究小課題	実施年度	研究内容
○○○○に 関する研究	++++の 研究		

共同研究分担計画

研究小課題	研究担当機関	担当者・職・氏名
(甲の課題) +++の研究に 関する研究	佐賀県○○○	××部長 * * * * * 専門研究員
(乙の課題) +++の研究に 関する研究	乙会社--研究所	□□課長 △△△△ □□課研究員 ◇◇◇◇

別表 4

□□の研究（○年度分）

費目	所要額見積額 (決 算 額)	積算基礎
諸 謝 金 職 員 旅 費 委 員 等 旅 費 試 験 研 究 費 備 品 費 消 耗 品 費 印 刷 製 本 費 通 信 運 搬 費 光 熱 水 料 借 料 及 び 損 料 会 議 費 賃 金 雑 役 務 費		
合 計		

様式第4号

共同出願契約書式例（特許権の場合）

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、(元号)〇年〇月〇日付けで契約した共同研究契約書に基づく「〇〇〇〇に関する共同研究」に係る発明（以下「本発明」という。）の共同出願に関し、次のとおり本契約を締結する。

（権利の持分）

第1条 甲及び乙は、本発明に係る特許を受ける権利及びこれに基づき得られる特許権（以下「本特許権」という。）を共有し、その持分は甲〇%乙〇%とする。

※ 持分に応じ記載すること。

（出願及び諸手続）

第2条 本発明の特許登録出願及び審査請求については、甲乙共同して速やかに行うものとする。

2 前項の特許登録出願後の意見書、補正書等の提出手続については、その都度、甲乙協議のうえ行うものとし、協議が調わないときは甲の定めるところによる。

3 前2項に係る事務は、代理人として弁理士に委託するものとする。

（相互通知）

第3条 甲及び乙は、特許庁又は前条3項の代理人から本発明に関する通知を受け、又は通知したときは、速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

（外国出願）

第4条 甲又は乙は、本発明に関し外国出願をしようとするときは、別途協議するものとし、単独では出願しないものとする。

（費用負担）

第5条 甲及び乙は、第2条の手続に要する一切の費用(弁理士報酬を含む。)及び特許料について甲〇%、乙〇%を負担する。

※ 共有に係る知的財産権の内容に汎用性がなく、当該企業しか使わない知的財産権の場合（当該企業の製品の改良特許など）は、持分に係らず、相手方の負担率を大きくすることを考える。場合によっては、相手方が全て負担することも考えられる。

（実施許諾）

第6条 甲及び乙は、本発明を第三者に実施許諾する場合には、他に定めのある場合を除き、事前に書

面による相手方の同意を得るものとする。

- 2 本発明について第三者から徴収する実施料は、甲及び乙に対して持分に応じて帰属するものとする。
- 3 乙が主体となって、第三者に実施許諾する場合の実施料については、乙の定めるものによることができる。ただし、甲の算定基準により算定された実施率よりも不利なものとすることはできない。

(第三者との紛争等の処理)

第7条 甲及び乙は、本発明の特許出願若しくは本特許権に関し、無効審判、判定又は訴訟を提起された場合又は第三者との間に紛争の生じた場合には、相互に協力して対処するものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙は、本発明の内容について秘密を厳守するものとする。ただし、事前に相手方の同意を得た事項又は甲乙の行為によらず公知となった事項については、この限りでない。

(契約有効期間)

第9条 本契約の有効期間は、本契約締結の日から本発明及び次条に規定する発明にかかる特許権が存続する日までとする。ただし、本出願について拒絶査定が確定した場合は、本契約は当該確定日をもって失効するものとする。

(関連発明)

第10条 甲乙の共同により、本発明の改良若しくは関連発明がなされた場合には、本契約の規定を適用するものとする。

(その他)

第11条 本契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

(元号) 年 月 日

甲 (住所)
佐賀県〇〇〇 印

乙 (住所)
(共同研究者の法人名)
(法人代表者名) 印

持分算定基準

- 1 共有の持分比率は、「発明の着想・アイデア」「アイデアを具体化する作業」「発明を実現する経費」の3区分により判断する。
- 2 持分比率算定表をもとに、共有者双方で納得できる持分比率を設定する。
- 3 項目毎の算定比率は10%単位で判定し、数値での判断が困難な項目には感覚的評価による持分比率表により適正な数値を充てるものとする。
- 4 事務取扱上の煩雑性を避けるため、最終的な持分比率は10%単位で四捨五入する。
- 5 権利の内容によっては、特定の要素が権利成立の価値に占める割合が大きいことも予想されるため、その場合は要素毎に重みを付けて算定する。
- 6 持分比率を決定する要素が不明確な場合や、細かい比率の決定が困難な場合は平等であると判断し、要素・項目毎に1:1の比率とする。

感覚的評価による持分比率表

持分の客観的評価	共有者A	共有者B
ほぼ同等の貢献	50	50
どちらかといえばAが貢献	60	40
Aの貢献度が大きい	70	30
明らかにAの貢献度が大きい	80	20
ほとんどAの貢献による	90	10
完全にAのみが貢献	100	0

持分比率算定表

発明貢献の要素	県	企業等	備考
発明の必要性の発掘、基本的アイデア $A = \text{各項目の比率合計} / \text{項目数}$ (例) 基本アイデア発案 基本原理開発 ニーズ情報提供			発案・考案に関わったアイデア提供の度合、発案に要した時間等を考慮
発明を具体化するための実験等 $B = \text{各項目の比率合計} / \text{項目数}$ ○○試験 △△試験 ××評価			従事時間、評価能力等を考慮して算定
調査、研究費用負担 $C = \text{各項目の比率合計} / \text{項目数}$ (例) 研究者の従事時間比率 設備利用率 研究に要した経費比率			利用設備、従事時間、経費等を考慮して算定
合 計 $D = A + B + C$			
持分比率 $(D / 3)$			